

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 の進捗状況について

1 概要

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号、以下「自動車 NOx・PM 法」という。）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、同法に定める総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するため、平成 22 年度を目標年度とする愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）を平成 15 年 7 月に策定している。

総量削減計画に定められる事項については、自動車 NOx・PM 法第 10 条に規定による協議会により調査・審議を行うこととしている。

2 目標及び達成の期間

(1) 目標

対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の達成。

(2) 達成期間

二酸化窒素については平成 17 年度まで、浮遊粒子状物質については平成 22 年度までとする。

※ 大気環境基準

・二酸化窒素

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又それ以下であること。

・浮遊粒子状物質

1 時間値の 1 日平均値が 0.01mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

3 目標を達成するための排出量の目標量

総量の区分		窒素酸化物排出量(t/年)	粒子状物質排出量(t/年)
平成 9 年度 (現状)	① 対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [1 号総量] ※ ¹	94,731	45,672
	② ①のうちの自動車排出総量 [2 号総量] ※ ¹	35,046	4,844
平成 17 年度 (中間目標年度)	③ ⑤の達成に向け平成 17 年度までに達成すべき総量	69,392	33,917
	④ ③のうち自動車排出総量	20,978	2,046
平成 22 年度 (目標年度)	⑤ 対策地域において、大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [3 号総量] ※ ¹	60,441	31,119
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4 号総量] ※ ¹	12,459	725

※¹ 1～4 号総量は、窒素酸化物にあつては自動車 NOx・PM 法第 7 条第 2 項第 1～4 号、粒子状物質にあつては同法第 9 条第 2 項第 1～4 号にそれぞれ規定される量を表す。

※² 粒子状物質の 1 号総量、3 号総量は、二次生成粒子を含む。

※³ 粒子状物質の 2 号総量、4 号総量は、自動車の排出ガス分（一次粒子）

4 計画達成のための方途

自動車単体対策の強化、車種規制の実施等、低公害車の普及促進、交通需要の調整・低減、

交通流対策の推進、条例に基づく施策の推進、普及啓発活動の推進。

5 進捗状況

(1) 目標量

NOx・PM 総量削減計画（対策地域 61 市町村内）

単位：t/年

年度	平成 9 年度（基準年）	平成 17 年度（中間目標）	平成 22 年度（目標年度）
自動車排出 NOx 量	35,046	20,978	12,459
自動車排出 PM 量	4,844	2,046	725

(2) 実績

NOx・PM 法の対策地域 61 市町村（平成 13 年 11 月 1 日現在の行政区画に基づき指定）における自動車から排出される NOx・PM 排出総量の推移は図 1 及び図 2 のとおりであり、概ね計画に沿って順調に減少している。目標年度は平成 22 年度であり、その結果は本年度、算出予定である。

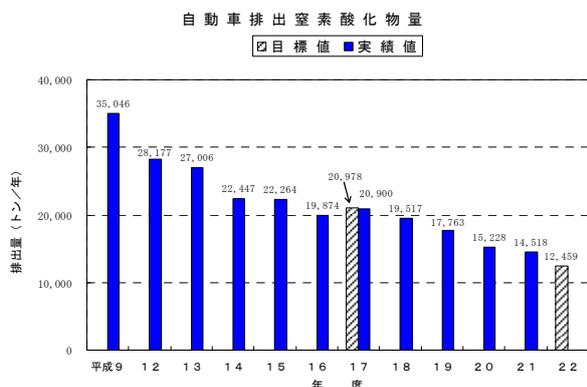


図 1 対策地域内における自動車排出窒素酸化物量 (NOx 量) の推移

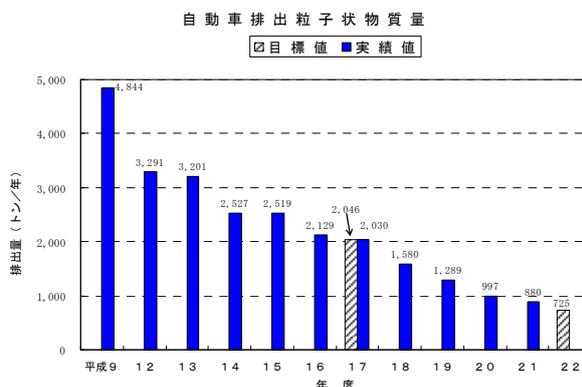


図 2 対策地域内における自動車排出粒子状物質量 (総 PM 量) の推移

(3) 環境基準達成状況の推移

愛知県内における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移は、図 3 及び図 4 のとおりである。排出量の減少に伴い、二酸化窒素については、平成 22 年度において 1 局を残し、他の全局で達成している。また、浮遊粒子状物質については、平成 21 年度から全局で達成している。

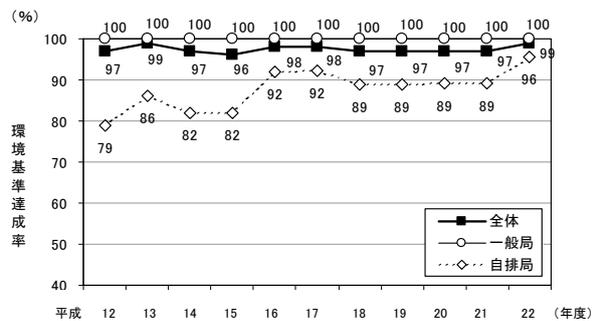


図 3 愛知県内における二酸化窒素の環境基準達成率の推移
出典：愛知県環境部

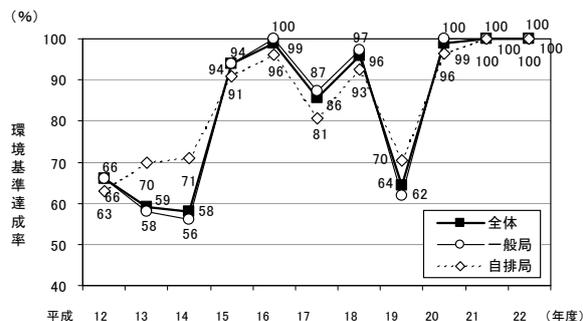


図 4 愛知県内における浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移
出典：愛知県環境部